

尾崎市情報公開及び個人情報保護制度 の運用状況（平成29年度実績）

1 情報公開制度

(1) 開示請求件数及び処理状況

平成29年度の公文書開示請求の件数は合計414件で、前年度の452件から38件減少した。

なお、下表中「その他」の20件は、請求受付後取り下げられたものが18件、存否応答拒否が2件である。また、不開示として処理された19件のうち16件は文書不存在のためである。

年 度	区 分	請求件数	処 理 状 況			
			開 示	部分開示	不開示	その他
平成元～26 年度	開示請求	5,491	2,013	2,762	519	197
	閲覧申出	110	55	32	13	10
	計	5,601	2,068	2,794	532	207
平成27年度	開示請求	651	204	384	43	20
	閲覧申出	—	—	—	—	—
	計	651	204	384	43	20
平成28年度	開示請求	452	109	285	33	25
	閲覧申出	—	—	—	—	—
	計	452	109	285	33	25
平成29年度	開示請求	414	99	276	19	20
	閲覧申出	—	—	—	—	—
	計	414	99	276	19	20
計	開示請求	7,008	2,425	3,707	614	262
	閲覧申出	110	55	32	13	10
	計	7,118	2,480	3,739	627	272

(2) 実施機関別件数

公文書開示請求の実施機関別件数は次のとおりである。

実 施 機 関	請 求
議 会	1 (3)
市 長	362 (407)
教育委員会	23 (16)
選挙管理委員会	5 (2)
公平委員会	0 (0)
監査委員	2 (1)
農業委員会	3 (3)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
水道事業管理者	9 (9)
消防長	9 (11)
指定管理者	0 (0)
尼崎市土地開発公社	0 (0)
合 計	414 (452)

※ () 内は前年度件数

2 個人情報保護制度

(1) 保有個人情報開示請求件数及び処理状況

平成29年度の保有個人情報開示請求は合計105件で、前年度の110件から5件減少した。

なお、下表中「その他」の6件は、請求受付後取り下げられたものが4件、存否応答拒否が2件である。また、不開示として処理された9件は文書不存在のためである。

年 度	請求件数	処 理 状 況			
		開 示	部分開示	不開示	その他
平成元～26年度	855	408	261	134	52
平成27年度	95	43	36	13	3
平成28年度	110	58	41	8	3
平成29年度	105	41	49	9	6
計	1,165	550	387	164	64

(2) 実施機関別件数

保有個人情報開示請求の実施機関別件数は次のとおりである。

実 施 機 関	請 求
議 会	0 (0)
市 長	95 (101)
教育委員会	0 (1)
選挙管理委員会	0 (0)
公平委員会	0 (0)
監査委員	3 (2)
農業委員会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
水道事業管理者	1 (0)
消防長	6 (4)
指定管理者	0 (1)
尼崎市土地開発公社	0 (1)
合 計	105 (110)

※ () 内は前年度件数

(3) 保有個人情報訂正、利用停止請求件数及び処理状況

平成29年度の保有個人情報訂正、利用停止請求については0件であった。

(4) 目的外利用状況

平成29年度の目的外利用状況は154件となっている。目的外利用の基準別では、尼崎市個人情報保護条例第8条に掲げた基準のうち、「実施機関がその所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき」が多かった。

年 度	総 数	目 的 外 利 用 の 基 準			
		法 令	本人同意	事務事業	審査委員会
平成29年度	154	8	32	114	0

(5) 外部提供状況

平成29年度の外部提供状況は132件となっており、外部提供の基準別では、尼崎市個人情報保護条例第8条に掲げた基準のうち、「法令等に規定のある場合」が多かった。

年 度	総 数	外 部 提 供 の 基 準					
		法 令	本人同意	事務事業	統 計	本人利益	審査委員会
平成29年度	132	4	14	110	0	3	1

(6) 個人情報利用業務の届出状況

平成29年度の尼崎市個人情報保護条例第10条に基づく個人情報利用業務の届出は下記のとおりであった。

総 数	開 始	変 更	廃 止
12	7	4	1

3 審査請求に係る諮問・答申の状況

(1) 行政不服審査法改正前の実績

年 度	異議申立て		諮 問 ・ 答 申					
	申 立 件 数	却下等 の件数	諮 問 件 数	諮問の 取下げ	答 申 件 数			
					認 容	一 部	棄 却	計
平成元年度～26年度	106	7	96	4	8	29	39	76
平成27年度	5	0	5	0	1	2	2	5
平成28年度	4	0	4	0	0	2	0	2
計	115	7	105	4	9	33	41	83

- ※「却下等の件数」には、実施機関限りで棄却した2件（平成5年度及び18年度）を含む。
 ※「平成元年度～26年度の諮問件数」の96件には、異議申立てによらない「オンライン結合による提供の制限の例外について」（平成18年度）、「津波等一時避難場所設置拡大に係る個人情報の外部提供について」（平成23年度）、「保有個人情報外部提供の制限の例外について」（平成26年度）の3件を含む。
 ※「平成28年度の諮問件数」異議申立て件数4件は、原処分が平成27年度中になされたものであることから、行政不服審査法改正前の制度にて処理された。

(2) 行政不服審査法改正後の状況

平成28年度に行政不服審査法が改正され、異議申立ては審査請求となり、審理員審査を経て尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会へ諮問されることとなった。

平成29年度は、4件の審査請求があったが、平成30年3月31日現在、審理員審査中である。

年 度	審査請求		諮 問 ・ 答 申					
	申 立 件 数	却下等 の件数	諮 問 件 数	諮問の 取下げ	答 申 件 数			
					認 容	一 部	棄 却	計
平成29年度	4	0	0	0	0	0	0	0
計	4	0	0	0	0	0	0	0

以 上